

第424回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和5年12月5日(火)午後1時30分～同3時39分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

2 報告事項

- (1) ハタハタ釣獲量の推定結果の概要等について
- (2) はたはたの採捕規制に係る委員会指示の県公報登載等について
- (3) 火光利用による一本釣漁業の委員会指示の県公報登載等について
- (4) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について
- (5) その他

3 議事

第1号議案

定置漁業権の免許について(諮問)

第2号議案

雑魚刺し網漁業の公示について(諮問)

第3号議案

令和6管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について(諮問)

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

会長代理 池田 亀五郎

委員 鈴木 重作、飯塚 厚司、佐藤 栄一、本間 和憲、伊原 光臣、

本間 優子

山形県漁業協同組合

総務部長(兼)指導課長

安藤 大栄

国立研究開発法人 水産研究・教育機構

水産資源研究所 水産資源研究センター

底魚資源部 底魚第3グループ

グループ長

飯田 真也

山形県農林水産部水産振興課

水産行政主査

伊澤 幸太郎

山形県水産研究所

所長

阿部 信彦

副所長(兼)海洋資源調査部長

高澤 俊秀

研究員

太田 稔章

山形県庄内総合支庁水産振興課

課長

加賀山 祐

課長補佐(振興普及・漁業調整担当)

高橋 伸明

月峯船長

菅原 雅直

機関長

齋藤 勝三

漁業調整主査

伊藤 寛和

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第424回山形海区漁業調整委員会を開会します。初めに会長より御挨拶をお願いします。

議長 はい、本日は報告事項も結構盛りだくさんとなっております。時間の関係で早めにお帰りになる方もいらっしゃると思いますので、効率良く議事を進めていきたいと思っております。皆様御協力をお願いいたします。

事務局 はい、ありがとうございます。では、次に議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規定第12条によりまして、会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。会長、指名をお願いいたします。

議長 はい、それでは、本日御出席委員の中より2名、鈴木重作委員と本間優子委員のお二方をお願いしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、お願いいたします。

事務局 それでは、議事及び報告の前に配布資料の確認をさせていただきます。(委員に配布資料が揃っていることを確認)

事務局 では、皆様の御手元にお揃いのご様子ですので、議長に進行をお願いいたします。

報告事項

(1) ハタハタ釣獲量の推定結果の概要等について

議長 では次第に従いまして進めさせていただきます。本日は報告事項から、始めさせていただきます。報告事項1「ハタハタ釣獲量の推定結果の概要等について」、これにつきましては、国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所水産資源研究センター 底魚(そこうお)資源部飯田グループ長がいらっしゃいますので報告をお願いしたいと思います。まずは自己紹介からお願いできますか。

飯田グループ長 私は水産資源研究センター底魚資源部の飯田と申します。新潟にあります研究所からやってまいりました。普段、私は鮭や底魚類、具体的にはズワイガニ、ハタハタに関する資源生態の研究を行っております。本日は貴重なお時間をいただきまして、ハタハタの釣獲量や資源状態に関する発表をさせていただきます。ここからはスライドを用いて御説明差し上げます。

事務局 御用意しますので少々お待ちください。(スライドの準備)

飯田グループ長 それでは、酒田港におけるハタハタの釣獲量についてお話をさせていただきます。(以降、スライド映像を併用して説明)

皆さん、御承知の方も多いとは思いますが、まずハタハタの回遊や産卵に関する生態を御説明申し上げます。

ハタハタという魚は、普段は水深250メートルから400メートルの海域で生活しております。12月になりますと、ハタハタは産卵接岸いたします。産卵場所といたしましては、秋田県の男鹿半島周辺がとて有名ですが、青森県の鱒ヶ沢、また山形県の酒田港周辺でも産卵することが知られています。産卵を迎えたハタハタというのは、水深4メートルととても浅い場所に集まってきました、ホンダワラ類などの海藻類の幹に産卵いたします。産卵を終えたハタハタは深場に戻って行きまして、一生のうちで複数回産卵すると言われております。産卵期のハタハタは、とても浅い場所に集まってきましたので、人間が岸から釣れる範囲に集まってきてくれるということになります。その産卵接岸するハタハタは、釣り人に人気のターゲットでした。こちらに山形県酒田港を2009年12月に撮影した風景を映しておりますが、数百人の釣り人が、平日にも関わらず集まっていることがわかりいただけます。どれくらいの釣れているのか、クーラーボックスを見てみますと、結構クーラーボックスにギッチリハタハタが埋められておりまして、結構なハタハタが釣り人により釣られていたことが窺い知れます。

少し話は変わりますが、水産資源を持続的に利用していくためには、その資源の状態を知ること、資源評価を行っていくことが重要です。資源評価を行う上では、生物情報、例えば、稚魚は十分生まれているか、ですとか、漁獲情報、魚は十分獲れているのかといったデータを集めています。詳細は割愛いたしますが、それらの生物情報、漁獲情報を我々は統計解析をして、資源の健康診断、具体的には、資源量がどのように変化しているのか、といった解析を行っています。この資源の健康診断結果に従って、その年どれだけ漁獲して大丈夫かといったことを我々計算しています。

その計算結果は毎年、水産庁のホームページで公表されています。「水産資源評価」と検索していただくと、御覧のページが表示されると思いますので、お手すきのときに御覧いただければと思います。

この漁獲データとして、どのようなデータを集めているのか、ハタハタを例に示しますと、まずは漁業者の方がどれだけ漁獲していたのかというデータです。具体的には、月別、漁業種類別の漁獲量を詳細に把握しています。

一方、遊漁者に関するデータなのですが、秋田県の漁港や酒田港で釣られているという実態は把握しているのですが、遊漁者がどれだけ漁獲していたのか統計は未集計になっています。

正確に資源評価、健康診断を行うためには、この遊漁者による漁獲量を把握することが必要になります。そこで山形海区漁業調整委員会にて、長年実施されてきましたハタハタ遊漁実態調査データを私が預かりまして、どれだけハタハタが釣られてきたのかという解析を行いましたので今日紹介いたします。ここから方法を紹介します。ちょっと込入った話が多いので、飯田がどんな感じで解析を行ったのかという大まかな流れをとらえていただければ幸いです。

釣獲実態調査としては、遊漁者の数が毎日計数されています。こちらは実際に2011年に、酒田港でどれだけハタハタ遊漁者がいたのかのデータをお示しいたしますが、毎年どれだけ釣り人がいたのかというデータが集められています。当然、いろんな原因によって調査ができなかった日もございます。また、遊漁者一人あたり1日あたりどれだけハタハタが釣られていたのかに関するデータも集められています。こちらの図が示しま

すとおりに、アンケート調査が行われておりまして、1日あたり、1名あたり釣獲尾数の分布がわかるようになっていきます。例えばこちら2004年のアンケート調査結果を示していますが、2004年では0尾から20尾の人が多かったのです。一方で、2009年ですと、100から200尾1日あたり釣った人が多く、よく釣れる年、釣れない年があることがわかります。これらのデータを使って、確率的な揺らぎも考慮して、コンピューターによるシミュレーションでハタハタの釣獲量を推定いたしました。ある年の遊漁者がどれだけいたのかということについては、調査を行わなかった日がございますので、前後の日のトレンドから欠測を補完して、その年の遊漁者総数を算出しました。こちらのグラフは赤が観測された遊漁者の数、青色が前後のトレンドから推定した遊漁者の数、こんな感じでその年の遊漁者総数を算出しました。

遊漁者総数が定まったところで、それら遊漁者が一日あたり、どれだけハタハタを釣っていたのかというのを、アンケート調査に基づき割り振りました。例として2008年の結果をお示ししますが、ある年の1日あたりの釣獲尾数をこの組成に従ってそれぞれの遊漁者に割り振っていきました。くじびきをひくようなイメージです。

釣獲尾数が確定した後は、釣られたハタハタの体サイズを決定します。山形県水産研究所が毎年、漁業者の方が漁獲した漁獲物のハタハタ体長組成を調べていますので、その組成に基づいて、釣られたハタハタの体サイズが決定すると仮定しました。例えば2010年ですと、小さいハタハタから大きいハタハタまで満遍なく漁獲されていましたが、2014年ですと、小型が主体、ハタハタのサイズは年によって異なっていますので、その傾向を踏まえて釣られたハタハタのサイズが決定するとしました。

遊漁者の総数が定まった、1日あたりに各釣り人が釣れるハタハタの尾数も定まり、そのハタハタの体サイズも決定するというので、それぞれを掛け合わせてハタハタの釣獲量を推定した。この計算をパソコン上で千回繰り返して、遊漁者の数や釣られたハタハタの量を推定いたしました。

ここからが結果になります。まずは酒田港にハタハタ遊漁者がどれだけいたのかの推定結果をお示しいたします。丸がシミュレーションの平均的な値、ヒゲがシミュレーションの範囲を示すとイメージしてください。ばらつき度合いですね。ハタハタ遊漁者は2004年には、なんと1万人もいる推定になりました。2004年が最大で、その後は増減を繰り返しながら減少していき、2021年は16人にまで減っていると示されました。

どんな時に遊漁者が多かったのか。この図は横軸に12月に漁業者の方が漁獲したハタハタの量、縦軸にその年の遊漁者の推定値を示しています。御覧のとおり、ハタハタの漁獲量が多いと遊漁者の数が多いという傾向にございました。一般的に釣り人は魚が多いと増えるというふうに考えられるので、その傾向を捉えているものと思います。

最後にハタハタの釣獲量と漁獲量の比較を行います。この図はちょっと複雑なんですけど、白いバーが漁業者の方が漁獲したハタハタ、灰色が遊漁者が釣獲したハタハタの量をそれぞれの年ごとに示しています。上に示しているのは、ちょっと小さいのですが、漁業に対する遊漁の割合になります。まず、灰色で示した遊漁による釣獲量、年によって大きく変動していることがわかりました。また、2006年が顕著なのですが、漁業者の方が漁獲したハタハタ量が多いからといって、その年のハタハタ釣獲量が必ず多いという訳ではないということもわかりました。また、直近2021年に関しては、ハタハタ釣獲量が0と推定されました。漁獲量に対する釣獲量の割合、均しますと、だいたい6割ぐらいと見込まれました。しかしながら、2004年や2009年のように、遊漁の方が漁獲に比べて2倍も多いという年も見受けられました。

以上をまとめたいと思います。遊漁期間に限った話にはなりますが、遊漁による釣獲

量は漁業に対して概ね6割も占めておりました。直近の2021年は0と推定されています。将来的には、遊漁の漁獲量もしっかり考慮した資源評価を行っていくことが重要と私は考えております。今後の課題といたしましては、今回紹介したお話は、あくまで山形県の酒田港に限った話になります。秋田県のいくつかの漁港でもハタハタが釣られていることがわかっておりますので、それら漁港に関しても同様の推定を行っていきたいというふうに考えます。釣獲量に関するお話は以上になります。

続きまして、ハタハタ資源がどのような状態にあるのか、また、漁場環境に関する御紹介を簡単に説明さしあげます。

ハタハタの資源状態を示す第1作業として、ここに日本海北部海域におけるハタハタの漁獲量を示しました。上の図は日本海北部海域、具体的には富山県から青森県沿岸で、ハタハタがどれだけ漁獲されてきたのかを1970年代以降から示しています。下の図は、山形県内のみで漁獲されたハタハタの漁獲量になっています。

ハタハタの漁獲量というのは、日本海北部海域において1970年代では2万トンを超える漁獲がありました。その後、漁獲量は急激に減少していきます。1990年代には数百トンにまで減りました。この状況を危機的に捉えた秋田県では、1993年から3年間、禁漁措置がなされます。禁漁後、ハタハタの漁獲量は増加傾向にあったのですが、2000年代初頭からどんどんどんどん減少してしまいます。2022年の漁獲量は438トンとピーク時の2パーセントほどにまで下がっております。山形県の漁獲量はどうか。増減のトレンドというのは、日本海北部と概ね一いたしております。しかしながら、私、最近の傾向が気になっているのですが、2021、22年の漁獲量が2020年に比べて半減しているんですね。他の海域と比べて増加の度合いが高いなというふうに考えています。

次に日本海全体のハタハタ漁獲量の推移を見ていきたいと思っております。日本海には、日本海北部で漁獲される群れと、石川から島根、日本海西部海域で漁獲されるハタハタ、また韓国沿岸で漁獲されるハタハタの以上、3つの群れが存在します。韓国と日本海西部で漁獲される群れというのは、韓国の東側で産卵する群れと考えられておまして、日本海北部とは異なる系群と考えられています。3海域共に、2015年以降、漁獲量が急激に減少しているのがおわかりいただけると思っております。日本海北部のみならず、日本海西部、韓国、日本海全体でハタハタの漁獲量が減少しています。

漁獲量は資源の状態のみならず、漁業者の方の数、網数等によっても変わってきます。資源量の変化を表す指標として、我々は網数に対するハタハタの漁獲量、単位努力量当たり漁獲量というのですが、このCPUEに着目することが多いです。単位努力量当たりの漁獲量をこちらに示したのですが、1970年代はとても高い値だったのですが、どんどんどんどん低下、禁漁後、若干回復したのですが、近年は低い水準にとどまっております。漁獲量からだけでなく、資源量の指標となるCPUEに関しても、最近では低い水準となっています。

最後に、じゃあ今年ハタハタどういう漁獲状況なのか気にある方は多いと思っておりますので、漁獲状況の速報をお知らせいたします。日本海にはICT機器を搭載した漁船が結構ございます。ICT機器って何なのか、漁師がその網で獲れた漁獲物をスマホで記録するんですね。そのデータが日々パソコン上に蓄積されて、我々が解析できるようになっています。ですので、昨日どういう漁獲があったのかというのを解析できる状況にあるということです。この図は、そのICTを搭載した漁船の漁獲量のデータになります。1番左が2019年、1番右が2023年のハタハタ漁獲量です。今年度の漁獲量、9月から11月下旬の漁獲量にはなりますが、今年度の漁獲量、グラフがほとんど見えませんよね。昨年の9パーセント、平年の2パーセントと、実はハタハタ今年は全く漁獲されていない状況でございます。少ないながら、ハタハタどこで漁獲されているのか。この

図は総漁獲量に占める各エリアの漁獲量の割合を示した地図になります。ちょっと見づらいたのですが、色がついている場所がハタハタが漁獲された海域で、赤くなるほどこの場所で多くのハタハタが漁獲されていることを示します。地図は左が2021年、右が2023年、今年の情報です。地図が示しますとおり、例年ハタハタは11月に山形県沖で結構漁獲されていました。今年はどうなのかといいますと、11月中実は山形県沖ではほとんど漁獲されておりません。11月に山形県沖で漁獲するハタハタが北上して、男鹿半島周辺で産卵すると考えられていますので、今後ハタハタがきちんと産卵接岸してくれるのか、私は非常に気になっております。

次に最近、温暖化の影響がいろんなニュースで騒がれておりますが、ハタハタ漁場の水温はどのように推移しているのかを紹介いたします。この図は左に水深200メートルの水温を示します。青が0度、1番上が12度になっております。赤くなるほど、高い水温になっていると御理解ください。右の図は平均的な年の水温に対して、その年の水温はどれだけ高かったかを示した図になります。赤くなるほど平均的な水温に比べて高いことを示しています。2023年の水温差のグラフに着目していただくと、赤いエリアがとて多いことがおわかりいただけると思います。水温が平年に比べて非常に今年は高くなっております。

最後のスライドになりますが、ハタハタ漁場の水温の推移を折れ線グラフで示しました。1番左が2002年、1番右が2023年です。上が200メートル水深、下が300メートル水深ですが、ハタハタ漁場の水温は2018年から急激に高まる傾向がございます。この水温の高さがどのようにハタハタの漁況に影響するのか、私は非常に気にしているところでした。

以上で私の発表を終わります、御清聴ありがとうございました。

議長 今回の報告内容について、委員から質問をしてもよろしいでしょうか。

飯田グループ長 はい、もちろんでございます。

議長 今回の報告の説明に対して質問のある方、特に底びきの方はいかがですか。池田委員、どうでしょうか。

池田会長代理 今回のグラフを見ていて感じたことは、絶対量が少ないということですね。昔も今と同じで、産卵時期に夜曳で入っていたのです。今から4、5年前でしたか、その頃が一番最後だと思います。産卵の夜入る最終的に入ったあたりは、秋田県の一番南部といえいいか、象潟ですね、あそこの沖合で獲れたのが最後で、後は南の方は段々駄目で、去年辺りは遅くなってから八峰町の方で定置で入って。南の方には来なかった。

飯田グループ長 はい、そうです。

池田会長代理 ところが、今年辺りの状況を聞きますと、小樽辺りで揚がっている。

飯田グループ長 はい、そのとおりです。

池田会長代理 この前も1600か2000箱近くも揚がったという話を聞きました。今、北海道のハタハタがこちらに来ているのですよ。

飯田グループ長 北海道には北海道で産卵するハタハタがおりまして、北海道のハタハタが南下して漁獲されているとは、考えられていなかったです。

池田会長代理 北海道のハタハタは頭が少し短いというか、特徴があるのです。

飯田グループ長 ああ、そうなのでしたか。

池田会長代理 私は、先日ある物で見たのですが、鳥取だったか、島根だったか、6月、9月、10月のハタハタが大不漁になっているというデータを出していて、干物もできなくなって、ハタハタがいなくなるのではないかと、といった内容が載っていました。

これは私の考えですが全国的な傾向ではないかと思えます。いなくなる魚はいなくなり、代わりに別の魚が出てくるのかと思えば、私は一概に温暖化云々だけの問題ではないと思うのです。

以前に秋田で3年間禁漁を行った時よりも今年の場合は異常に少ないという目安になっている。遅れているといわれると、時化で毎日沖に出られない状態が続いているし。ただ、秋田の昨日あたりの情報でも、ハタハタは皆無状態だと聞いています。

ただ、水揚げが少ない魚のデータを取ると言っても、少ない所に漁師は誰も行きませんからね。ハタハタが入らない所に水温計や観測の機器をつけていても漁には行かないからデータも下がる方に行くのではないかなと思います。

飯田グループ長 それはあるかも知れないですね。

池田会長代理 早く獲れるように指導してください。

飯田グループ長 この図では、2022年までしか示されておりませんが、池田会長代理からコメントがありましたとおり、2023年はこれよりも更にグンと下がっているんですね。本当に危機的な状況にあるなど私も感じていたところでした。なんでハタハタが減少しているのかと色々な場所で聞かれていて、いくつか仮説があります。でも明確にこういう理由ですとは言えないのですが、今1つ考えているのが、産卵期の水温がとて高くなってきていることです。ハタハタは今まで飼育の実験等もされていて、水温が高いと死にやすいというデータが出ているのですね。水温や餌の量など、色々な影響が複合的にハタハタの資源に影響を与えているのではないかなと考えていたところでした。コメントありがとうございます。

議長 はい。

飯塚委員 データはそのように出てきたと。では、今後例えば資源が増えるなどその辺のところまでは想像でもないのでしょうか。

飯田グループ長 はい、ありがとうございます。1993年には、禁漁というとても思い切った施策がなされました。ただし、今漁獲を抑えたからといって、本当にハタハタが増えるのか、すごく心配な点がございます。それが何なのかというと、冒頭でハタハタは浅い場所に産卵するとお伝えしましたが、最近、水深が200メートルから100メートルの深い場所で産卵してしまうハタハタが増えてきたんですね。この写真がそれを示しているんですが、刺し網にこんな感じでハタハタの卵がビッチリ付いている状況が認められて

います。こんな感じで、普通ではない産卵をされた場合、ハタハタの生き残りは当然悪くなるというふうに想定されますので、やはり環境が元に戻ってくれないと、すぐには増えていかないんじゃないかなというふうに私、心配しておりました。ありがとうございます。

池田会長代理 今、お話を聞いて、水深240メートル、尋でだいたい140から150くらい、1番変わっているのが、今そこにはプランクトンが全然いないのです。昔のハタハタがいた頃は、春先になれば海の底が真っ赤になるくらいのプランクトン、コアミですが、あれを沢山食べて小さいものでもお腹がポンポンに膨らんで、4月頃は、その140ヒロあたりにプランクトンがいましたが、今は魚探を見ても、海の底にプランクトン、餌になるようなものは全然いません。どの海域を走っても同じですね。

飯田グループ長 ハタハタはそのプランクトンが大好きなので、餌がちょっと少ないかもしれませぬ。

池田会長代理 今の話のように魚の問題は、単純に温暖化とって片付けるのではなく、海にプランクトンがほとんどいなくなっているということもあります。

この前、黄砂が来た時に、大和堆辺りに魚が付くということはどういうことだと思ったのですが、黄砂に砂漠の餌が混じって、それが海に沈んで魚の餌になるということで、納得しました。

餌になるプランクトンが、今は昔から見ればほとんどいなくなっています。だから、いる魚もいなくなったのだから、餌が無い所には魚はいないと思うので、ただ、机上のデータと実際の海のデータとは違うけど、コアミも全然なくなっていますので、そういう傾向があるのかわかりませんが、本当にプランクトンはいなくなっています。

飯田グループ長 ありがとうございます。

議長 私は一昨年の広域漁業調整委員会で、水研の資源量の推定が間違っているのではないかと発言させてもらって。

飯田グループ長 拝聴しておりました。

議長 それまでの2011年から2021年までの10年間、水研の方では、資源量については横ばいだというふうな試算していたということでしたよね。実際に2011年から2021年までの10年間、当初の水研の計算でいうと、推定資源量というのは何パーセントくらいの増減を想定していたのかということと、実際、釣り人が釣った割合によって推定資源量の計算を修正した場合に、修正後の数値がどのくらい変わるのかということは計算されているのでしょうか。

飯田グループ長 はい、ありがとうございます。まずハタハタに関しては、資源量自体の推定が残念ながら行えておりません。資源量を推定している魚種も多いのですが、そのためにはちょっと小難しい話になりますが、年齢別の漁獲尾数が必要になります。ある年の年齢の漁獲が多い、翌年のその生まれ年の漁獲も多いというような関係が見えてくると、我々、資源量を推定することができるのですが、残念ながらハタハタに関しては、そういったデータが整っておりません。そこで我々は資源量自体は推定できないけど、

その指標となる値は何なのかということで、CPUEの推移に着目している所です。ただ、御指摘のとおり、漁獲の中に遊漁があった場合、どれだけ誤差が生まれてしまったのか、それは私もとても気にしていますので、将来的には、そういう計算結果を是非お示ししたいと思います。ちょっと今は難しいところです、すみません。

議長 推定資源量がわからないというのであれば、資源量が横ばいというような評価は何を根拠にして出しているのでしょうか。

飯田グループ長 この資源量を映し出しているであろう指標値のトレンドを我々見ていました。

議長 はい。

飯田グループ長 この資源量の指標値は、1970年代の漁獲が多い年にはとても多かったのですが、それが減少しどんどん減って行って、禁漁後、増減を伴いながら増加したけど、最近では減っているというのがハタハタ資源量の指標値の流れとなっております。

議長 私がなんで一昨年そのような発言をしたかということ、水研の資源量推定と、現場で実際に獲れる量の乖離が広がってきたので、なんかおかしいのではないかということ、なぜ獲れないのかということを知ったら、その前の年の2019年か20年頃の説明では、これは少し私もカチンときたのですが、「獲れないのは漁業者がハタハタがいない所に網を入れているからだ、漁業者が網を入れている所にハタハタがいるのだ。」という説明があったのですよね、それで私はそんな馬鹿なことはないだろうと。

飯田グループ長 それは私もそう思います。

議長 私は記憶しておりますが、そういった発言が実際にありました。だからこそ一昨年は私もきつい発言をしたのです。

飯田グループ長 なるほど、わかりました。他にも現場の皆様の感覚と今回お示ししているCPUEは肌感覚が違うなど感じられることが多いと思うのですが、その要因の1つとして、この値は日本海北部海域全体を1年間にひきのぼした場合にこういう推移でしたよという値なのです。ですので、山形県さんの沖合は、これとはちょっと違うこともあるし、冬場と春でもまた違うし、その辺で乖離が起きやすい値だなとは私も思っていたところでした。

議長 私は秋田県の人と話して、ザックリ10年間を平均すれば、山形県は釣り人が3割くらい占めている、秋田県は1割占めている、ではザックリ荒っぽい平均をとって2割の誤差があるのではないかと、それでCPUEを修正すれば本当に大雑把な数字ですが、10年間で0.8の10乗になるのではないの、0.8の10乗ということは、10年間で9割減ることではないのかという大雑把な話を秋田の方としたのです。釣獲量の推移だけを見れば10分の1以下になっていますよね。

飯田グループ長 そうなのですね。

議長 ということは、実際には、本当の資源量も、推定は難しいとはおっしゃるけれども、実際この10年間で9割以上減っている、ということなのではないでしょうか。実態として、秋田、山形両県をとおして。

飯田グループ長 可能性としては考えられるのですが、釣り人が釣る期間は1年間のうちでも1か月なのですね。その1か月の影響を1年に伸ばすのはちょっと危険かなという気もするのですが、とにかく漁獲量が過小に評価されたのは間違いないので、それは将来的に是正していく必要があると私も考えております。

議長 是正するにしても、遊漁では全然釣れなくなってしまいましたからね。

飯田グループ長 本当にそのとおりです。

議長 時既に遅しかなと思います。

飯田グループ長 それは御指摘ごもっともだと思います。

議長 これは非難する訳ではないのですが、釣獲量について、それを評価にずっと加えなかったのは何か理由があるのでしょうか。

飯田グループ長 ひとえに我々がこういったデータが集められていたことを把握していなかったことが1点、あとは酒田港以外の状況が全くわかっていなかったというところですね。資源評価は、今、全国で200魚種行われているのですが、実は遊漁による影響を加味している評価はマダイ、最近ではブリでも少しずつ見られてきたのですが、それくらい限定的なのです。なので、遊漁によるデータを、もう少し整理していく必要があると我々も今、強く感じているところでした。

議長 遊漁されていることはわかっていたけれども、修正要素になるほどの量は獲れていないだろうということでしょうか。

飯田グループ長 そうです。そう理解してしまっていた、というのが正しいと思います。

議長 なるほど、わかりました。

伊原委員 ちょっといいですか。

飯田グループ長 はい、お願いします。

伊原委員 今までのデータですが、2004年からありますけれども、小型定置で獲る沿岸部での漁獲と沖合での底びきの漁獲を分けたデータはあるのでしょうか。

飯田グループ長 あります。具体的には、山形県さんですと、記憶の話になってしまいますが、小型底びき網によって漁獲されるハタハタが9割くらいを占めていて、定置網、刺し網でしょうか、沿岸部で漁獲されるハタハタが残りの1割くらいであったと思います。底びき網主体で漁獲されております。

伊原委員 沿岸部の小型定置というのは、さっき言ったように、ほとんど浅瀬まで網をやるから、少し風があるとできないのです。ですから、漁獲する日数というのは、だいたい今頃の12月10日頃から20日過ぎくらいまで。まあ、正月くらいまではいるのですが、段々と後になると、産卵した後の魚になりますから獲らないので、大体は20日頃までの何回かなのです。だから、魚がいるのですが出られない。底びきは沖合だから、沿岸の出られない状況とは関係なく出られますので、その差はあります。

秋田県でも、沿岸部で産卵するハタハタを獲るから産卵でなくなっているのだという意見や、沿岸部の人達は、いや、沖で獲るから駄目なのだというけれども、そのバランスというのはどんなふうに考えていますか。

飯田グループ長 私も秋田県の方には良く御邪魔することが多いのですが、今、まさにおっしゃられた、沿岸定置漁の方は沖の漁師さんの悪口をいう光景を目の当たりにしてきました。では、具体的に秋田県でどういう管理がなされているのかというと、大体半分半分、要は1対1の割合で沿岸の定置網漁師の方、沖合の底び網漁師の方が漁獲しても良いように割振っています。どちらか多いとか少ないということがない状況です。

伊原委員 たぶん、この2004年頃は、遊佐町でも相当の数が小型定置で獲れたのです。ただ、遊佐の小型定置は5か続か6か続くらいで、ほとんど3人がやっとな乗れるような小さい船外機の船ですので、ほとんど人力でその量も限られるのですが、それでも相当な数のハタハタがいたのです。だから、あれだけ産卵していたのがなんでなくなったのかなど。

飯田グループ長 それは私も本当に知りたいところです。

伊原委員 話は少し外れますが、ハタハタが沿岸に来なくなると、沿岸部での漁具漁法も継承できなくなってしまいます。まだ昨年あたりは1人2人はやっていたけれども、将来的にたぶんハタハタが沿岸部に接岸しないと継承できないかなとは思っています。

議長 将来的なことを伺いたいのですが、12月に接岸する頃の海水温は決して最低ではなくて、水温的には2月か3月頃が最低ですよ。

飯田グループ長 はい、そうです。

議長 これから年数をかけて、ハタハタが産卵時期を少しずつずらして、最低水温辺りに習性が変わるなんてことはあるのでしょうか。

飯田グループ長 私もまさに注目しております、秋田県さんで、例年、いつ、どれくらいハタハタが産卵しているのか調査しています。これがその図を示しているのですが、ハタハタの卵の塊がどれだけ調査地点に存在していたのかを毎年調査しています。これは1年間あたりのデータになっていますが、例年は12月で終わっていた産卵が、1月の月上旬まで行われていたり、少しずつ後ろにシフトするような傾向がみとめられているので、我々も会長がおっしゃるような生態に変わりつつあるのかなと我々感じていたところ。

議長 ハタハタもそうやって温暖化に対抗できる生き残り策をね。

飯田グループ長 ただ、心配しているのが、春の水温の立ち上がりもすごく急激になっているのです。産卵が遅れるということは、稚魚になったときに、この高水温に晒されることになるので、そこでも減耗が起きてしまうのではないかなと我々危惧していたところでした。

議長 ちなみに、12月に産卵されたハタハタの稚魚が、沖に向かって移動する時期はいつ頃なのですか。

飯田グループ長 だいたい4月です。

議長 4月なのですか、私は2月だと思っていました。なぜかというと、2月に酒田港の北港の沖の水深40メートルのところ、クロメバルを釣ると、クロメバルの腹から、どのクロメバルも全て、食べきれない程のハタハタの稚魚を吐き出すのです。これは2月です。ただ少なくとも、産卵した北港から沖に水深40メートルのところまでは稚魚が来ているのです。だからメバルに食べられてしまうのです。ハタハタの稚魚をものすごい量吐き出しますから。だから、クロメバルは口を開けて待っているのですよね。私はその頃は一生懸命にメバル釣りに行って、少しでもハタハタの稚魚を守ろうとしたのです。最近は何もないので、メバルもいなくなって、駆除のしようがなくなりました。

飯田グループ長 ハタハタの稚魚というのは、2、3センチくらいですか。

議長 そのくらいです。もうハタハタのかっこうをしています。

飯田グループ長 こちらの方は早いのですね。

池田会長代理 1年間藻場の辺りにいて、200メートル辺りに来るのは、生後一年後の稚魚だって聞いた覚えがあるのですが。

飯田グループ長 はい、そうです。大体12月くらいに産卵された卵が、一般的には2月から3月くらいに孵化して、だいたい5センチくらいになると、だいたい4月から5月に沖の深いところに移動すると言われていたのですが、今、会長おっしゃるような実はもっと早いやつもいるということを私は今回初めて知りました。その深いところに行ったハタハタが、水深200メートル前後のところできくなり、また戻って来て産卵すると言われていました。

議長 一時、ハタハタの稚魚を食べるために集まるクロメバルを釣るために船が集まったことがあるのです。だいぶたくさん釣れるのです。私が一番たくさん釣った時で30リットルのクーラーにクロメバルを一杯釣りました。それが全部腹一杯にハタハタの稚魚を食べている訳です。

飯田グループ長 何月くらいになると、そういうハタハタの稚魚を食べたメバルはその場所からいなくなりますか。

議長 いなくなるのは2月の末、3月に入ればいいですね。

飯田グループ長 じゃあそこで終わるのですね。勉強になりました。

飯塚委員 生息水温というのはどうなのですか。通常から2度くらいの温度差があるとすめないという話を聞いたことがあるのですが、温暖化、温暖化と言えども、いきなり2度も3度も上がっている訳ではないと思うんだけど、確かに、産卵の時期に水温でだんだん北上して行くのかもしれないですが。温度差というか、その生息域みたいなものはどうなのでしょう。

飯田グループ長 実は、私も温暖化と一口に言っても、深い場所で急に2度も水温は上がっていないだろうと思っていたのですが、データを見ると、実は上がっているのです。このグラフが水温を示していますが、結構右肩上がりに水温が上がっておりまして、ハタハタの生息域の水温が昔と比べて2度から、高い年ですと3度も上がっているような状況が見受けられます。本当に怖いことだなと思っているところです。

議長 今でも秋田北部や青森には接岸がありますよね。この辺では獲れない訳ですから、当然値段は上がりますね。そうすると、シャカリキになって秋田北部や青森で獲ってしまう、本当に資源がいなくなってしまう。さっきおっしゃったように、もしかしてハタハタが温暖化に対する耐性を持つようになるとしても、その頃には産卵にくる親の魚がいなくなってしまうということがあるとするばですね、もう、この時期にある程度接岸するものを保護する政策をとらないと、温暖化に順応する前にハタハタがいなくなってしまうのではないかなと思ったりするのですが、その辺はどうなのでしょう。

飯田グループ長 私は資源を管理するポジションにはいないので、直接的なコメントはできないのですが、おっしゃるとおりであると思います。やはり親があつての子供が生まれるという仕組みには変わりはないので、資源保護にあたっては、産卵する親魚を保護するというのはすごく重要であると思います。ただ、秋田県の方もそれをよくわかっていて、今、秋田県内でどれだけ漁獲して良いかというTACを一生懸命検討しているところなので、そういった動きもあるというのは御承知おきいただけると幸いです。

議長 では、北海道の方のハタハタと日本海北部系群のハタハタは、別物ということなのですか。

飯田グループ長 はい、そういうことです。

議長 交流も無いのでしょうか。

飯田グループ長 交流はあります。具体的には、遺伝的な分析をすると、ハタハタに関しては、本州日本海と北海道の日本海側は結構同じようなグループだねと言われているのです。ただ、ハタハタは北海道のオホーツク海側や太平洋側にもいるのです。そういったところとは遺伝的にも分化しているよというふうに研究されております。

議長 将来的に、北海道と日本海側の南の方で産卵したハタハタが、青森沖や秋田沖に来て産卵するということもありえるのでしょうか。

飯田グループ長 北海道のハタハタが南下したという事例はあまり認められていないのですが、本州日本海のハタハタが北上したり、太平洋側に行っているという事例は結構確認されています。それで交流があると私は申し上げたのですが。

議長 一方通行なのですね。

飯田グループ長 そのとおりです。

議長 では、行きっぱなしなのですね。

飯田グループ長 そうです。残念ながら、南下するのは確認されておられません。

議長 そうであれば、なおさら本州の日本海側のものを大切にしないと本当に枯渇してしまう訳ですね。

飯田グループ長 おっしゃるとおりだと思います。

議長 怖い話ですね。

飯塚委員 韓国の方が若干暖かい感じがするのだけでも、その暖かい所から、稚魚を秋田や山形の方に持ってきて放流して増やすということは無理があるのですか。

飯田グループ長 実はハタハタも鮭と同じに孵化放流事業がなされてきたのですよ。毎年、数百万尾のハタハタが放流されてきたんですけど、結論から申し上げますと、鮭のように効率の良い孵化放流事業が行えなかったのです。それで、やめてしまったという経緯があります。ですので、今放流しても、昔と同じようにあまり成果が達成できないかもしれません。

飯塚委員 温度に耐えるような、暖かいところでも卵をどんどん産むようなものを。

飯田グループ長 韓国の東岸ですと、だいたい島根県よりは北になりますが、秋田県よりはだいたい南なので、そういった可能性もあるのかもしれないですね。

議長 ただ、韓国の方は寒流が流れているから、沿岸の温度はだいぶ違うででしょうか。

飯田グループ長 だいたい産卵期でいうと6度から8度です。秋田沖がだいたい8度から10度なので、やはり冷たいですね。

議長 やはり。南だけだね。

飯田グループ長 はい、冷たいです。

飯塚委員 手の打ちようがないそうです。自然には勝てない。

議長 温暖化を止める以外には、なかなか良い方法が・・・。南極の氷山が日本海まで来れば少しは温度が下がるかもしれませんが。正直、見通しとしては厳しいですね。

飯田グループ長 そうなのです。

議長 だからこそ、今規制をしなくても良いのかどうかというね。まあ、手を付けたからといって即効性は無いみたいですが、でも、手を付けなければ確実にいなくなるのではという感じもするし、痛し痒しですよ。

池田会長代理 ただ、温暖化、温暖化と言っても、300メートル辺りはだいたい1.5度前後で変わらないのですよ。ただ、200メートル辺りは急激に熱くなっていて、その幅がものすごく急激になってはいるのですが。

飯田グループ長 これが300メートルの皆様がハタハタを漁獲する海域の水温なのです。1度から3度なので、2003年は大体1.2度くらいだったものが、今年は2度くらい、0.8度上がっているのです。300メートル水深の低い中で0.8度上がるということは、とんでもない水温の高まりだと私は捉えておりました。実は深い場所でも水温は結構変わっているのです。

池田会長代理 飛島周辺を見ていると、私の実測では1.5度プラスマイナスで0.1か0.2度くらいですよ。

飯田グループ長 これは少し広い海域になっているので、乖離はあるかもしれないですけど、水温の上昇は認められているところです。

池田会長代理 ただ山形県沖合でいえば、飛島周辺はハタハタが若干でも獲れるのです。南は鼠ヶ関から秋田までどこにもいなくてもです。なぜ、飛島周辺に来ているのかはわからないのですが、毎年、飛島周辺ではハタハタが獲れます。秋田の象潟辺りで皆無だといっても、あそこに行けば1箱、2箱は入る。駄目だといいいながらも持ってきているから。去年辺りから塊になっていて、そこに行かなければ入らない塊になっている海域があるのです。一昨年辺りからでしたでしょうか、平均的にいるわけではなく、この地域で入った、ここだと入らないというふうに塊がポツポツとあるようです。その周辺に行くと暗い時によく入るカレイ類は入るのですが、ほんの少ししか変わらない場所でもハタハタは皆無なのです。去年あたりまでは塊が段々と小さくなっているのです。

議長 だいたい状況はわかりましたので、報告事項1はこの程度でよろしいでしょうか。

一同 はい。

飯田グループ長 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

議長 はい、では報告事項1については以上のとおりとさせていただきますと思います。

(2) はたはたの採捕規制に係る委員会指示の県公報登載等について

議長 次に報告事項の2「はたはたの採捕規制に係る委員会指示の県公報登載等について」これにつきまして、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 では、報告2を御覧ください。前回の委員会で「はたはた採捕の制限に関する委員会指示の発動について」決議したものを県公報の方に登載になりました。

10月20日発行の県公報に登載されまして、関係する市町、漁協、海上保安部、酒田、鶴岡の各警察署、県内の釣具店へ周知協力依頼をしております。12月1日から来年1月末までの委員会指示となっておりますので、遊漁や巡回指導の状況につきましては、次回の委員会は2月を予定しておりますので、その際に御報告できるかと思えます。簡単ですが、以上でございます。

議長 はい。個人的には、これに1行を加えて、万一接岸した場合には、1人10匹等と制限を加えたいところですが、間に合いませんので、その様な気持ちではおります。皆様、これにつきまして御意見や御質問はございますでしょうか、毎年同じ内容なのでよろしいですね。

一同 はい。

議長 ただ、先ほどのお話のとおり、もしかすると、これが1月1日から2月28日までの間というふうに将来的に変わる可能性があるのかもしれないので、その辺は、これからも推移をみていきたいと考えます。それでは報告事項2は以上になります。

(3) 火光利用による一本釣漁業の委員会指示の県公報登載等について

議長 では、次に報告事項の3「火光利用による一本釣漁業の委員会指示の県公報登載等について」これつきましても同じように事務局の方より報告をお願いいたします。

事務局 はい、同じ資料になりますが報告3でございます。10月開催の委員会におきまして、例年どおりの内容で「火光利用による一本釣漁業の委員会指示」の発動を決議しておりましたので、こちらも10月20日発行の県公報に登載になりましたので報告させていただきます。県漁協等漁業者団体や秋田、新潟両県の行政及び漁業調整委員会、遊漁者団体や海上保安部への周知、ホームページへの掲載等行っております。例年どおりでございます。御報告は以上です。

議長 はい、この委員会指示についても、特に大きな問題点はなかったと思います。また、これまでと同様の内容となっております。これにつきましても皆様方から御意見や御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、報告事項3は了解ということで、次に移りたいと思います。

(4) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について

議長 では、次に報告事項の4「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について」これはコロナの影響を受けてウェブ会議で開催していたものが、3年ぶりに対面での会議と懇親会も復活しまして、従来どおりのブロック会議を行うことができました。それにつきまして事務局の方より結果を報告いたしますので、よろしくお願いたします。

事務局 はい、報告4の資料を御覧ください。令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果でございます。今年度は山口県の方で日本海ブロック会議が開催されました。会議で承認された各海区からの要望等を取りまとめた結果を資料になっていきますので御覧ください。

要望結果でございますが、継続の要望が12個、新規の要望が1つございました。赤字の方は前年度からの変更箇所を示しております。主だった変更点や新規の要望について御説明します。

まずは11ページ目の「漁業法改正後の資源管理」についてでございます。こちらはTAC管理にかかる要望内容となっておりますが、カタクチイワシ・ウルメイワシ対馬暖流系群のTAC管理につきまして、従来の即TAC数量を設定するというようなものから、新たにステップアップ方式という考え方というものが水産庁より出されまして、TAC設定については、模索しながら段階的に導入していこうというものが示されましたので、それが要望の内容に盛り込まれております。令和6年1月から、このステップ1を開始する方針が示されておりますが、資源評価の不確実性や混獲への対応、操業停止になりにくい柔軟な運用等の課題解決が示されないままTAC管理が開始されることに対する不安がございますので、漁業者が安心して資源管理に取り組めるように要望するものとしております。

続きまして16ページになります。「北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について」になります。令和5年6月15日に発生しました、ベニズワイガニ漁業者の操業する海域付近への落下を挙げております。大惨事の可能性も示して非常に厳しい状況にあることを示しつつ、VMSの位置情報を利用して安全確認対策の構築を求めているものとなっております。

また、新規要望として出てきたものとして、22ページになりますが「水上バイクに対する指導強化について」がございまして。水上バイクの危険走行や港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えているということ、また、全国的に水上バイクの事故が発生していること、漁業者の安全操業を脅かすものとなっていることを挙げつつ、水上バイクは県外からの来訪者もいるために周知も難しい面があるということもお示しして、法令やマナー関係の周知徹底のために、継続的な研修を受講させることや利用者の把握、組織化の推進、漁業の妨げにならない実効性のある対策の実施を要望するものとなっております。

今回の日本海ブロック会議で取りまとめられました要望につきましては、全国漁業調整委員会連合会の方に上げられまして、来年度の通常総会で他のブロックからの要望と合わせまして、全漁調連の要望として諮られ、承認された後に関係省庁へ要望書として提出されるという段取りになります。要望については以上でございます。

もう一つ大事な御報告がございまして。23ページ目からになります。次期全漁調連役員選出についてでございます。全漁調連役員については、各ブロックで選出しておりますが、日本海ブロックの方では5人の理事選出が必要でございまして、具体的には24ページを御覧ください。横長の資料に取り決め事項とございまして、日本海ブロックからは役員を5名選出することが必要でございまして。選出するにあたっては小ブロックを

4つ設定しまして、その中で持ち回りを行っている状況でございます。この持ち回りの順番でございますが、その下に役員割振りとありますが、山形は青森、秋田と3つの海区のローテーションに入っております。その決まった順番に従いまして、次は山形海区が役員ということになります。また、第18期の役員としては、他に、新潟海区、石川海区、京都海区、山口日本海海区の合計5海区が役員ということになります。

そして、会長等を選出するブロックでございますが、各ブロックで順番に引き受けることになっておりまして、次の第18期は日本海ブロックより会長及び副会長を選出する順番となっております。会長を引き受ける海区は大変なので、1期は4年なのですが、前期と後期で区切って、2年ずつ当番ブロックで会長を引き受けるということになっております。この取り決めに基づきまして、ブロック会議終了後に役員選出会議が行われました。こちらは25ページの方に記載がございます。

(1)に会長海区選定等に関する事項について記載されております。先ほど申し上げましたように、会長は任期が4年ですが、大変なものですので日本海ブロックとしては、前期と後期で会長を分けております。以前に会長を選出した県は、今回の選出を免除ということで、第14期に会長を勤めました石川、新潟両県は今回の選出からは免除となっております。26ページの方を御覧ください。

(2)に選出方法の記載がございます。以前、会長を務めた石川、新潟を除く3県のうち2県から会長を選出するということになりまして、くじ引きで会長を決めております。

(3)に選出結果を記載してございます。第18期のうち山形海区としては、前期は理事、後期に会長を選出することに決まりましたので御報告いたします。

1番下の破線で囲みました表の中には、本県の海区委員会改選を含む、今後の予定を御参考までに記載しております。左側より順に御説明しますと、令和6年度中に次の第23期山形海区の委員改選作業がございまして、令和7年4月に最初の委員会で会長の選出が予定されております。そこで選出されました会長が5月の全漁調連総会を経て理事に就任します。そして令和8年度になりますと全漁調連事務局の引継ぎの方が始まりまして、令和9年5月には全漁調連の総会を経て、山形海区の会長が全漁調連会長に就任することになります。そして、令和10年になりますと、第24期の山形海区委員の改選作業がございまして、令和11年4月から、新たな第24期海区委員の任期が始まりまして、最初の委員会で会長の選出を行います。そして会長が5月の全漁調連総会まで全漁調連の会長をされる予定となっております。御報告は以上でございます。

議長 はい、要望事項については、今事務局より詳しく説明があったとおりです。今の人事案件なのですが、全漁調連の次期会長を4年間、日本海ブロックから選ぶことは私も全く知りませんでしたので、悠長に出かけた訳なのですが、そうしたら、7年度から10年度までの4年間のうち上2年間、下2年間、それぞれ日本海ブロックから会長を出さなければならないということになりました。これは公平を期して、くじ引きをしました。私はくじ運が悪いので、全権を大川事務局に委任したのですが、そうしたら見事に引いてしまいました。来期の海区委員の誰が選出されるのかという問題もございまして、そこから、また新たな会長を選出することになると思いますが、来期の委員、会長に選出された人が間違いなく9年度、10年度の全国の会長をやることになります。若干、任期がずれますけれども、大部分をやることになりますので、そのように皆さん心づもりをしておいていただければと思います。私も一応健康には気をつけようとは思いますが、大変なことになるとは今回行くまでは知らなくて、びっくりしました。

ではこの報告案件について皆様から御質問や御意見がございましたらお願いします。

池田会長代理 何もありません。

議長 それから一つ、報告といたしますが、3年ぶりの対面会議と懇親会がありましたが、懇親会の終了時にちょっとしたできごとがありまして、懇親会のときに開催県の山口県の関係者の方が会場で突然倒れて心肺停止状態になりました。私は幸いなことに、毎年、酒田安協の救助訓練に参加しているものですから、心臓マッサージの仕方も一応、毎年酒田消防の救急隊員から手解きを受けていましたので、その方が倒れてから10秒以内に心臓マッサージを開始しました。そうしたら30秒くらいで息を吹き返しました。私が傍に駆け寄ったときには顔の血の気がなくて、いわゆる棺の中の仏様の顔色でした。もちろんぴくりとも動かないし、呼吸もしていない状態で、私の頭の中をよぎったのは酒田地区医師会担当案件で、このような場合に4例中1例は死亡、4例中3例は救命できた、その救命できた3名中1名は脳に重篤な後遺症が残ったということなので、私は自分で心臓マッサージをやりながら、4分の1に入るかな、4分の3に入るかなと思いながらやったのですが、30秒ほどで息を吹き返してくれたのでホッとしました。そこから先は私もどうしようか迷ったのですが、息を吹き返した後もそのまま心臓マッサージを続けるべきか、ここで止めて良いのか、そこまで訓練で私も聞いておりませんでした。しかし、何となくですが、また止まってはまずいなと思って、一応息を吹き返した人には説明をこのまま救急隊員が来るまで心臓マッサージを続けますからね、少し苦しいですが我慢してくださいと言ってやったのですが、その後で、酒田に帰って来て、消防署の人に聞きました。そうしたら、やはり救急隊員が来るまでは、息を吹き返しても心臓マッサージは続けてくれと、プロが来てからバトンタッチしてくれと言われましたので、私は咄嗟に続けていいのかわかりませんが、一応は続けたことは間違いではなかったようでした。そのことをまた知り合いの日本海病院の救急の方の循環器の先生に会議のときにも聞きましたが、やはりそれでいいと言われましたので、なるべく早く心臓マッサージを始めるということと、救急隊員が来るまで続けるということを勉強になりましたし、実践して良い結果が出たと思っています。翌日の山口県からの説明では、その方はすぐに救急搬送されて、頭部のMRI検査まで全部やりましたが、脳に損傷は一切無かったとの結果が得られましたので、4分の2の方に入ったので良かったです。日頃の訓練がこんなところで役に立つとは、まさか思わなかったのですが、やはり、こういうことはやっておいて良かったと思いましたので御報告させていただきました。正直、私もいつも人形を使ってはやりますが、生身の人間でやったのは初めてだし生身の人間の顔色があんなに死人のような色になるとは知らなかったもので、正直、怖かったです。ただ、息を吹き返されましたのでホッとしましたが、あのまま息を吹き返さなかったら後味が悪かったかなとになっていろいろ考えましたが、あの時は酔った勢いもありましたので、結構思い切っただけできたなと思います。シラフだったら怖くて逃げたかもしれませぬ。以上です。報告事項4を終わりたいと思います。

(5) その他

議長 その他、委員の皆様から報告事項をお持ちの方はいらっしゃいますか、ないようでしたら、事務局からございますでしょうか。

事務局 はい、県より報告が1つございます。

議長 はい、わかりました。では、県の方からお願いいたします。

加賀山課長 報告事項その他として、県より資料を御用意させていただきました。海上保安庁と左上に書いてある資料でございます、説明させていただきます。

10月3日に行われました前回委員会におきまして、令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動結果を御報告させていただいた訳ですが、その中で「ミニボートには港則法が適用されるのですか」という御質問がありました。それについて、調べさせていただいたので、報告させていただきます。用意した資料は、海上保安庁のホームページを引用しています。

日本における船舶の交通ルールというのは、海上交通法令に定められておりまして、全ての海域に適用される基本法である海上衝突予防法、下の図では大きい囲みになっております。そして、海域の別によって適用が決められている特別法である海上交通安全法と港則法ということになるそうです。

そのうち、海上交通安全法は、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海といった交通量が特に多い海域の特別ルールでありまして、本県海域には適用されない法律です。

一方、港則法ですが、これは港内の特別ルールを定めたものであります。その適用される港及びその区域は政令で定めるとされております。

次ページを御覧いただくと、本県には、この表に整理しましたとおり、3つの港湾と15の漁港があるわけですが、それぞれの海上交通法令適用について示したものです。いずれも漁船の利用がある漁港、港湾ということになりますが、それぞれ設置に係る根拠法令が、港湾は港湾法、漁港は漁港漁場整備法でございますので、各々の管理者はこのようになっており、そのうち県管理と市、町管理の漁港に分かれることとなります。なお、港湾3つは同じ県管理ではありますが港湾事務所管理となっております。いずれの港湾、漁港も海上衝突予防法という基本法は適用されますが、港則法につきましては、指定されている港が全国に500港あるそうですが、本県では酒田港、加茂港、鼠ヶ関港と由良漁港となるということでございます。漁港については、15港のうち由良漁港のみが適用となっております。

港則法の適用港については、港の所在地を管轄する海上保安庁の長が、その法で認められた権限を行使するということとなります。

資料の下の方にミニボートについてまとめてありますが、ミニボートの定義、どういうものかということになりますが、「長さ3メートル未満、推進機関の連続最大出力が1.5キロワット未満の船舶」をいまして、検査、登録、操縦免許に係る法の規定が適用除外とされております。

ただ、港則法では、この法律において、対象となる船舶ですが、汽艇等となっておりまして、同法第三条において「汽艇(総トン数二十トン未満の汽船をいう。)、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶をいう。」と定義されておりますので、港則法の適用にミニボートは含まれますので、港則法の適用をミニボートは受けると解されるようです。

こういったことから、海上衝突予防法は当然ですし、港則法も他の漁港は入っておりませんが由良漁港は適用されます。

こういった点から、法の適用は受けませんが、これを所管するのは海上保安庁となります。

今、現在は基本的なルールを守っていないことから、漁船と衝突する危険性があるようなことが起きているということでしたら、県としましては、まずは酒田海上保安部にこういったことになるわけですかということで相談をかけてみようと考えております。

現地の指導や普及活動等に繋がっていけばいいなと思っておりますので、まずは次のステップとして、そういうことをしてみたいと考えております。

さらにもう1つ、この質問の関連で、鈴木委員より提案がございました「漁港管理として何かできないのか」というような部分があったかと思えます。その部分については、今回はそこまで整理がつかなくて説明できませんが、漁港漁場整備法等の関連法令を整理しますし、他県の例や鈴木委員からありました地元の方からの意見等を聞いてどういうことができるかということを検討していく。次のステップとして、2つ目の作業としてやっていきたいと思えます。御報告は以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告事項につきまして、皆様から御質問、御意見がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

佐藤栄一委員 このミニボートですが、何マイルまで沖に出て良いのでしょうか。

加賀山課長 今回は港則法の適用に入るかどうかを調べたので、その点は今すぐにお答えはできないのですが。

議長 ミニボートには距岸距離について今のところ一切制限はありません。

佐藤栄一委員 この前、5マイル付近で操業していた時ですが、こちらから1マイルくらい離れて遊漁船がいたのです。発見が遅くなってこんな沖まで来ているのかと驚きました。

議長 4マイルくらいですか。

佐藤栄一委員 5マイル少々でしょうか。

議長 そんなところまで来ていたのですか。それはミニボートだったのですか、私も3マイルくらいまでは見たことがあります。5マイルは見たことがないですね。それはかなり遠いですよね。5マイルといえば、旧4級、現在の2級（小型船舶操縦士免許）で行ける限界ですからね。港則法の適用範囲は航路内だけでしたか、港湾の中が全てですか、県の方でわかりますか。

加賀山課長 区域内というような考え方はあると思えます。港湾の方はわかりませんが、漁港であれば漁港の水域という言い方をするのだと思えます。

議長 港則法の適用範囲について、月峯の船長はわかりますか。

菅原船長 海図で言いますと、海図には円が引いてありまして、酒田港などは港則法の適用範囲が書いてあります。

議長 そうなのですか。では、航路内だけではないのですね。

菅原船長 港内だけではなく、港の外も全部入っている場合が多いです。

議長 はい、わかりました、ありがとうございます。他にはございませんか。

鈴木委員 いいですか。

議長 はい、鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 色々と詳しくありがとうございます。この「ろかい」のみというのと、サップほどの扱いになりますか。

加賀山課長 これを私も見た時に、カヌーやサップボードも入るのではないかと読めると思うのです。先ほど海上保安部の話もしましたが、そちらにも行ってみて確認をしようと思いましたが、恐らく入ると思います。

鈴木委員 はい、わかりました。

議長 他にはよろしいですか。

一同 (特になし)

議長 はい、ありがとうございます。では、以上をもちまして報告事項を終了します。

議事

第1号議案 定置漁業権の免許について (諮問)

議長 では、次第に従いまして、議事の方に進めさせていただきたいと思えます。まずは第1号議案「定置漁業権の免許について」諮問案件です。これにつきましては県の方から説明をお願いします。

伊澤主査 はい、県農林水産部水産振興課伊澤です。では、皆様御手元の資料1を御覧ください。(諮問文を読み上げる)

では、引き続き内容につきまして御説明をいたします。1番の概要につきましては、先ほど読み上げました諮問文の内容と重複いたしますので省略させていただきます。

2番目の海区委員会に諮問に諮る根拠の法令としては、漁業法第70条の規定に基づくものとなっております。

3番の海定第1号に対する申請状況でございますが、申請者は先ほど申上げたとおり、有限会社仁三郎からの申請があったところですが、有限会社仁三郎以外の者からの免許申請等はございませんでした。

免許申請に係る申請書等の提出状況でございますが、山形県告示第204号で公示しております申請期間、令和5年8月1日から9月29日まででございましたが、こちらの期間中に、別途定めました手続要領に従った形で申請書等の提出がございまして、9月27日付けで庄内総合支庁産業経済部水産振興課にて受付をしております。仁三郎からの申請書の写しを資料として載せておりますので御確認ください。

続きまして、本日委員会に意見をお聴きする趣旨について御説明させていただきたいと思えます。4番の山形海区漁業調整委員会への諮問の趣旨、内容等のうち、(1)委員会への諮問の趣旨に記載のとおりでございますが、委員会へ知事から諮問する意義といましては、「漁業権の免許にあたって知事が恣意的判断を行うことを防止すると

もに、漁業調整上の問題が生じないよう海区漁業調整委員会にも確認の機会を確保するため」とされているところです。

続きまして、委員会へ諮問する内容ですが、免許の申請者であります有限会社仁三郎に係る漁業法第72条第1項に規定する適格性の有無についてであります。漁業法と関係法令であります漁業法施行令についても載せておりますので併せて御確認ください。まず、漁業法第72条第1項に規定する適格性とは何かというと、適格性とは、免許についての最低資格要件とされておりまして、免許を受ける時だけに限って必要とされる要件ではなく、免許を持っている間はずっと保持する必要があるものとされておりまして、これを喪失した場合には、免許の取消が必要となつてまいります。

では、続けて漁業法第72条第1項の各号に規定する適格性の有無の判断基準等について御説明させていただきたいと思ひます。今回の海定第1号に対する免許の申請者は法人でありますので、この役員または政令で定める使用人について、漁業法第72条第1項の第1号と第2号に抵触しないことによつて、法人としては第3号と第4号の規定に抵触しないことによつて適格性があると判断されるものとされておりまして、以下を御説明させていただきたいと思ひます。

まず、漁業法第72条第1項第1号です。第1号につきましては「漁業または労働に関する法令を遵守せず、かつ引き続き遵守することが見込まれない者であること」とされておりまして。漁業に関する法令とは、漁業法等漁業に関する法令若しくは都道府県の漁業調整規則のほか、水産資源保護法その他漁業に関する定めをおいた法令のことを指すものとされておりまして。

続きまして、労働に関する法令とは、労働基準法、船員法、船舶安全法等の法令をいうものです。なお、労働関係法令は漁業従事者の経済的地位の向上または生命身体安全若しくは船舶における労働ないし生活の環境と直接関係があり、漁業の健全な成長を実現させるため特に遵守を求めるとされておりまして。この規定としては、操業等に関する主要な法令を遵守せず、かつ引き続き遵守することが見込まれない者を漁業権から排除するための規定となっております。

続けて同じ条項の第2号で規定する「暴力団員等であること」とい規定がございます。暴力団員等とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、後ろの方の先ほどお示しした法令の抜粋の方にも載せておりますが、こちらの法令の第2条第6号に規定する「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう」とされておりまして。

この第2号の趣旨としては、反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会的な要請があり、漁業においても暴力団員等の介入を排除して、活動資金の獲得を防止することは重要であるためとされておりまして。

続けて第3号ですが、「法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうち前2号のいずれかに該当する者があるものであること。」です。役員は、法人の活動や使用人等の活動に影響力を有するため、法令違反や反社会性を有する者を排除する必要があること、また、使用人であっても業務上の責任を有する者については、法人の活動や他の使用人の活動に影響を与えることから、同様に排除する必要性があることから設けられた規定となっております。なお、申請者の役員の状況につきましては、申請書に添付されておりました登記事項全部証明書の内容を転記したものを、下の表にまとめておりますので御確認いただければと思ひます。

続けて、政令で定める使用人とは、操船若しくは漁撈を指揮監督するものをいい、定置漁業の場合、具体的には、船長等と漁撈長が該当するものとされておりまして。申請者

の場合ですが、船長につきましては、代表取締役伊関敦氏、漁撈長につきましては、社員で使用人の方になりますが、鈴木たかひろ氏とされております。

最後に第4号でございますが、「暴力団員等がその事業活動を支配する者であること」第3号と同様に、反社会的勢力を社会から排除していくことは社会的に重要な要請であることから、役員であるかどうかに関わらず、暴力団員等がその事業活動を支配する場合にこれを排除するための規定とされております。

以上、漁業法第72条第1項各号の適格性の有無の判断基準について御説明したところですが、こちらの各号に該当しないということであれば、次期免許の手続き事項を進めてまいりたいと考えております。私からの説明は以上になります。

議長 はい、ありがとうございます。今の県の説明について、事務局より補足事項があれば補足をお願いいたします。

事務局 はい、県からの説明の中で、漁業法第72条第1項各号で適格性の有無の判断基準等は示されてあったとおりでございますが、事務局といたしましては、今回申請がなされた有限会社仁三郎につきまして、漁業法第72条第1項第1号から第4号には該当せず、適格性を有するものと考えておりますので、御審議の程、よろしく申し上げます。

議長 はい、それでは皆様の審議にあたって、私の方からも2点ほど補足説明をさせていただきます。

まずは第1号についてですが、関係法令に違反しないことということがあります。その中で労働関係の法律、労働基準法や船員法等が紹介されました。ここで誤解をしていただきたくないのですが、労働基準法に違反することがあっても、船員法に違反しなければ構いません。なぜかという、労働基準法に対して船員法が特別規定になっています。例えば8時間労働というしぼりが労働基準法ではありますが、船員法ではそのしぼりがなくなっています。要するに、漁業の場合だと、12時間連続して就業しなければならないことなどがありますので、それは労働基準法の適用が排除されますので、労働基準法と船員法が重複している部分については、船員法に違反しなければ労働基準法に違反しても違法ではありませんので、一応そのようにお考えください。

最後に暴力団員等に関してですが、法人の場合には、政令で定める使用人ですが、実質的には船長、漁撈長、機関長以外の乗組員は暴力団員であっても、この欠格事由には該当しないというのが今の国の見解です。私はこれについて異論を唱えたのですが、国の方はこれで良いと言っているのです、今の船長、漁撈長、機関長以外は何名が乗船なされても結構だということになっていますので、そんな人はいないとは思いますが、法の解釈について私より補足いたしました。

では、皆様に御審議をお願いしたいと思いますが、御質問、御意見あるいは情報提供等がありましたら、お願いいたします。

一同 (特になし)

議長 特に欠格事由について、指摘する事項はないということによろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、諮問案件ですので、適格性について、委員会としては特に適格性については該

当事由はないということで報告させていただきたいと思います。

第2号議案 雑魚刺し網漁業の公示について（諮問）

議長 次は第2号議案「雑魚刺し網漁業の公示について」こちらも諮問案件でございます。これにつきまして、庄内総合支庁水産振興課から説明をお願いします。

加賀山課長 はい、資料2を御覧ください。（諮問文を読み上げる）内容につきまして、詳しくは担当より御説明をいたします。御審議よろしくお願いたします。

議長 はい、引き続き詳細の説明をお願いいたします。

伊藤主査 はい、では御説明申し上げます。こちらの諮問は「雑魚刺し網漁業の公示について」でございます。雑魚刺し網漁業については、令和4年2月に知事許可漁業として新設されました。令和5年2月に許可されたものについて、この度、令和6年1月31日に許可期間が満了するため、12月中に新規許可の内容の公示を行う予定としております。山形県においてほとんどの知事許可漁業は、漁業の安定性を考慮し期間の満了に合わせて申請すれば継続して許可を持ち続けることができる漁業、いわゆる継続漁業に位置付けられています。一方、雑魚刺し網漁業については、資料3枚目に図を添付しているの御覧ください。操業区域が酒田北港の漁業権が消滅した区域となっております。そのため、雑魚刺し網漁業の許可については、許可を行うにあたり、毎年海岸管理者と許可内容や操業区域等について調整が必要なことから、一年許可として、許可満了後の次回許可に係る申請につきましては、申請者全員が新規申請者として許可申請を行うこととなっております。

続きまして資料の2枚目を御覧ください。こちらの（1）制限措置を御覧ください。制限措置につきましては、昨年度からの変更はなく、隻数につきましては山形県漁業協同組合から希望隻数としてあがってきている11隻としております。（2）の申請すべき期間については、令和5年12月12日から令和6年1月12日まで行う予定としております。また、（3）備考のアに記載されております、許可有効期間についてですが、他の刺し網漁業は3年間ですが、雑魚刺し網漁業につきましては、毎年海岸管理者との調整が必要なことから1年間としております。イの条件につきましては、諮問外ではありますが、現在の許可内容からの変更はございません。ウの許可の基準につきましては、昨年度と同様、申請時点において、その漁業の許可のある者を優先とするものとしております。御説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 はい、ただ今の説明内容につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等ありましたらお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

一同 （特になし）

議長 特にございませんか。この制限措置の内容で特に異論がないということでよろしいでしょうか。

一同 （異議なし）

議長 はい、では諮問案件ですので、そのように県の方に回答したいと思います。

第3号議案 令和6管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について
(諮問)

議長 次は第3号議案「令和6管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について」ということでございます。これにつきましても庄内総合支庁水産振興課の方から説明をお願いします。

加賀山課長 資料3を御覧ください。(諮問文を読み上げる)詳しくは担当より御説明いたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 はい、詳細の説明をお願いいたします。

大川主査 資料を御覧ください。漁業法第16条第1項の規定に基づき、まあじに関する令和6管理年度における数量を定める公表案を記載しております。具体的な内容につきましては、県知事名の後に記載をしておりますので読んでまいります。

まあじに関する令和6管理年度(令和6年1月1日から同年12月末日までの期間をいう)における漁業法第16条第1項に定める数量は次のとおりとする。1としまして、都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、これは国が山形県に定めた数量でということになりますが、現行水準と定められておりますので、現行水準と記載しております。

2といたしまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県でまあじを獲る漁業を総じて「山形県まあじ漁業」と定めておりますので、知事管理区分として「山形県まあじ漁業」、その配分数量といたしまして現行水準として定めるものとしております。

続きまして次のページには、「まいわし対馬暖流系群」に関する公表案を記載しておりますので、御覧ください。知事名の後でございますが「まいわし対馬暖流系群」に関する令和6管理年度における、漁業法第16条第1項に定める数量は次のとおりとする。

1としては、都道府県別漁獲可能量についてということで、本県に定められた数量でございます。こちらは国が山形県に定めた数量ということで、現行水準と定められておりますので、そのように記載しております。

2といたしまして、知事管理区分に配分する数量でございます。知事管理区分としまして、山形県でまいわしを獲る漁業を総じて「山形県まいわし漁業」として定めておりますので、そのように記載しております。その配分数量といたしまして、現行水準として配分数量を定めております。

以上、国から県に定められた数量と、それを知事管理区分に配分する数量について、県知事が定めるものとなっておりますので、このような形で定めたいと考えております。御審議よろしく願いいたします。

議長 はい、これは従来どおりですが、これについて、皆様から御意見等がありましたらお願いします。

飯塚委員 この現行水準というのは、獲っただけというような解釈をしていいのですか。

議長 制限ありませんからね。

飯塚委員 制限がないということだね。

議長 現状どおりということですね。

飯塚委員 はい。

議長 11月に入ってから海が荒れているので、私もほとんど船を出してはませんが、そんな中、1時間や1時間半だけに限定して2回ほど船を出しました。いつもは11月になると、アジなんて離岸堤近辺にあまりいなくなるのですが、今年は11月下旬にも離岸堤近辺にまだ結構アジがいたりして、これも水温が高いせいかなと思うのですが、今年の漁協の水揚げというのは例年と比較して多かったのか少なかったのか、その点はわかりますか。

大川主査 今年は少なかったですね。

議長 ああ、少ないのですか。

大川主査 手元にある資料は10月までの集計なのですが、10月までで県全体ではまあアジが55トンとなっております。前年2022年ですと、11月12月も含めてしましますが、96トンということで、今年は少ない状況となっています。

議長 わかりました、ありがとうございます。これにつきまして、皆様から御意見等ございましたらお願いします。例年どおりでございますので、特にございませんか。

一同 (特になし)

議長 はい、これも諮問案件でございますので、委員会としては特に異議がないということで回答したいと思います。以上をもちまして議事3件について終了となります。

その他

議長 それでは、最後に全体のその他ということで、委員の皆様から、何かお話ししたいことがございましたらお願いします。

一同 ありません。

議長 では、事務局からございますか。

事務局 はい、次回の委員会日程ですが、2月を予定しております。可能でしたら、月の前半を予定したいと思います。2月6日火曜日は、皆様方の御都合はいかがでしょうか。

議長 はい、次回の予定は2月6日火曜日ということで皆様よろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、次回の委員会の予定ですが、現時点では、来年2月6日火曜日午後ということで、皆様予定しておいていただければと思います。

一同 はい。

議長 その他は特にございませんでしょうか。

一同 ありません。

議長 では、本日の会議はこれにて終了したいと思います。皆様、本日は長時間お疲れ様でした。

上記のとおり第424回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和5年12月5日
山形海区漁業調整委員会

会 長	加藤 栄	
委 員	鈴木 重作	
委 員	本間 優子	